令和9年度　松茂町放課後児童クラブ入会申請について

松茂町放課後児童クラブ指定管理者
シダックス大新東ヒューマンサービス（株）

1．対 象 児 童（松茂町在住の小学生で保護者が就労等による留守家庭児童）

松茂児童クラブ	松茂小学校1～4年生＜広島・笹木野（八北は除く）・住吉・豊岡＞
東部児童クラブ	松茂小学校1～4年生＜福有・豊久・満穂・笹木野八北・中喜来群恵・稲本＞　松茂・喜来小学校5～6年生
喜来児童クラブ	喜来小学校1～4年生

※申請人数が多い児童クラブについては他の児童クラブの利用をお願いする場合があります。

2．開 館 時 間

	開館場所	開館時間
平日(学校休業日を除く月～金曜日)	全児童クラブ	授業終了時 ～ 18時45分
土曜日・お盆期間(8/12～8/15)	松茂児童クラブ（統合開館）	7時15分 ～ 18時45分
春・夏・冬休み及び平日代休日	全児童クラブ	

3．休　館　日

・日曜日　・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日～1月3日）

・その他、指定管理者が必要と認めた場合(警戒レベル 3 以上の警報等)

4．諸　経　費

・利　用　料　　月額 1，700円

・諸　費　用（教材費等）月額　500円　※別途、スポーツ安全保険料が必要です。

5．受 付 期 間 及 び 時 間

・令和8年11月2日（月）～ 令和8年11月30日（月） 12時45分～18時45分

6．申 請 方 法 （新規・継続）

・申請書類は、各児童クラブで配布します。松茂町福祉課のホームページからもダウンロード可能です。

・初めて入会する方（新規）は受付期間中に入会申請書・添付書類を児童クラブに提出してください。

・前年度と同じ児童クラブに入会する方(継続)は受付期間中に入会申請書を児童クラブに提出してください。

（令和9年3月初旬に添付書類の提出を依頼します）

・兄弟同時に児童クラブを利用する場合は、添付書類の提出部数は1部で可とします。

利用を希望する理由	添付資料
就労（予定）している	**就労証明書**（勤務先で証明を受けてください）
就学している	**学生証の写しまたは在学証明書等の写し**
産前・産後休暇中	**母子手帳の写し**（表紙と出産（予定）日が記載されているページ）
保護者等の病気や障害	**医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳の写し**
親族の介護・看護をしている	介護等が必要な方の診断書、**身体障害者手帳等の写しまたは介護保険被保険者証の写し**

7．留 意 事 項

※就労時間については、週3日以上かつ16時間以上働いていること。

※新規申請の方で、今後就労予定の方は、令和9年3月中に就労証明書を提出してください。

期限までに提出が無い場合は児童クラブの利用はできません。

※就労先の変更など申請事項に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

※求職活動中の方は利用できません。

※現在、児童クラブを利用している児童も申請が必要です。利用料を滞納されている方は利用できません。